

動物をお譲りする方の基準（岩手県の譲渡基準）

- 1 原則として、県内に在住する満 20 歳以上の方であること。
- 2 誓約書に掲げる次の事項を守れること。
 - 動物の本能、習性等を理解するとともに、人への危害防止等、他人に迷惑をかけないよう飼い主の責任を十分に自覚し、適正に終生飼養すること。
 - 動物に名札を装着する等、自己の所有であることを明らかにすること。
 - 犬については、犬の登録、狂犬病予防注射の義務を果たし、鑑札及び注射済票を犬に必ず装着すること。また、けい留するなどして確実に逸走を防止すること。
 - 猫については、猫の健康と安全の保持の観点からも屋内飼養に努めること。
 - 清潔な飼養及び糞等の汚物の適切な処理を心掛け、飼養場所及び周辺的生活環境を損なわないこと。
 - 繁殖を望まない場合は、適切な時期に不妊、去勢手術を行うなどして、不幸な子犬・子猫等を増やさないよう繁殖を制限すること。
 - 動物の疾病及びけがの予防等、日常の健康管理に努めるとともに、疾病等にかかった場合は、適切な治療を受けさせること。
 - 譲渡を受けた動物を使用して、営利を目的とした行為は行わないこと。
 - 譲渡を受けた動物に病気、行動、その他の問題があった場合、又はその動物により何らかの問題が生じた場合においても、岩手県に対してその責任を一切問わないこと。
 - やむを得ず飼養が困難になった場合は、新たな飼い主を責任をもって探すこと。
 - 広域振興局の保健福祉環境部等が実施する調査に協力すること。
 - 上記の他、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する条例」を遵守すること。
 - その他、広域振興局の保健福祉環境部等の指示に従うこと。
- 3 同居者からの同意を得ていること。
- 4 集合住宅で飼う場合は、動物を飼うことが禁止されていないこと。
- 5 譲渡の際、保健所が行う法律や適正飼養についての講習を受けること。